

第9回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月8日(月) 午後2時00分～2時25分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 9人
 - 1番 横山 正行
 - 2番 金子 節夫
 - 3番 松崎 マサエ
 - 4番 松島 章倫
 - 5番 小林 修
 - 6番 中村 政五郎
 - 8番 高田 洋子
 - 9番 天谷 豊
 - 10番 大川 則彦
4. 欠席委員 7番 島田 信成
5. 事務局 事務局長 吉田 享史 係長 國府田 諭 主任 大澤 勇太
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第30号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
 - 報告第8号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
7. 会議の概要

会長（天谷）	<p>それでは只今より、第9回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長（吉田）	<p>本日、島田委員から欠席の報告をいただいております。只今の出席委員数は、9名でございます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は9名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第9回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号8番高田洋子委員、同じく10番大川則彦委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第29号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてを議題といたします。1番について事務局より説明願います。</p>
事務局（國府田）	<p>議案第29号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和3年3月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番、売買です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、1ページから2ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。3月5日、2班の委員の皆様と現地確認調査を行いました。申請地は農地として適正に管理されている状況でした。以上、皆様の審議を宜しく願います。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。続きまして2番について事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号2番、売買です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、番号1番と同様、1ページから2ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。3月5日、2班の委員の皆様と現地確認調査を行いました。申請地は農地として適切に管理されておりました。以上、皆様の審議を宜しく申し上げます。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。続きまして3番について事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号3番、贈与です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、3ページから4ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。3月5日、2班の委員の皆様と現地確認調査を行いました。申請地は農地として適切に管理されておりました。以上、皆様の審議を宜しく申し上げます。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。続きまして4番について事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号4番、売買です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、5ページから6ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。3月5日、2班の委員の皆様と現地確認調査を行いました。申請地は農地として適切に管理されておりました。以上、皆様の審議を宜しく願います。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します</p> <p>続きまして議案第30号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。1番について事務局より説明を願います。</p> <p>議案第30号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和3年3月8日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、7ページから10ページを参照してください。以上です。</p>

会長（天谷）	事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。
2番（金子）	2番金子です。3月5日に事務局と2班で行いました。申請地は大字篠塚字寺中地内、案内図は資料7ページ、付近状況図は8ページを参照してください。東部鉄道篠塚駅からの周囲500m以内の農地なので公共施設近距離区域内農地の第2種農地と判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。
会長（天谷）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p>
会長（天谷）	続きまして議案第31号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。1番について事務局より説明を願います。
事務局（國府田）	<p>議案第31号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和3年3月8日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、11ページから14ページを参照してください。以上です。</p>
会長（天谷）	事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。
4番（松島）	4番松島です。3月8日に事務局と2班で行いました。申請地は大字篠塚字大黒地内、案内図は資料11ページ、

<p>会長（天谷）</p>	<p>付近状況図はページを参照してください。申請地は第1種農地と判断されますが、不許可の例外である集落接続に該当します。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく願います。</p> <p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>続きまして議事日程第3、報告第4号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>報告第8号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和3年3月8日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番から3番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については15ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第9回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和3年4月8日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 高田 洋子

委員 大川 則彦

